



山形市上下水道部だより

～もともと信頼される上水道・下水道を目指して～

令和2年 8月
山形市上下水道部
TEL 645-1177(代表)

山形市の水道料金について

今回はみなさんの
身近にある
水道メーターについて
お知らせします。



水道設備があるところには必ず水道メーターが設置されており、このメーターを2ヶ月ごとに検針し、水道料金と下水道使用料を請求しています。

水道メーターは誰のものですか？



水道メーターの所有者は上下水道部となっており、水道メーターはお客さまが水道を使う際に貸し出しているものです。ただし、お客さまの敷地内にある他の給水装置(給水管やメーターボックスなど)はお客さまが所有者となっております。



このお知らせ書では、料金のお支払いはできません。
水道料金
下水道使用料のお知らせ
南石岡27

水道 一郎様

給水装置番号(お問合せはこの番号で)
123456789

口径 020 メーター番号 123456

使用期間 2年4月2日～2年6月2日

| | |
|------------------|-------------------|
| 今回指針① | 81 m ³ |
| 前回指針② | 51 m ³ |
| 旧メーター水量③ | 0 m ³ |
| 使用水量①-②+③ | 30 m ³ |
| 水道料金④ | 6,588 円 |
| (内)消費税相当額(再掲)(C) | 598 円 |
| 下水道使用料⑤ | 4,510 円 |
| (内)消費税相当額(再掲)(C) | 410 円 |
| 合計金額④+⑤ | 11,098 円 |

振替日は6月26日になります

検針日 2年6月2日 検針員 O 水道

山形市上下水道部
料金センター

ご自分の水道メーターを確認してみましょう



水道メーターはどこにあるの？



水道メーターはお客さま宅の敷地内にある「量水器」と書かれたメーターボックスの中に収納されています。



※お願い
メーターボックスの上に車や荷物等の検針の支障になるものを置かないなど、ご協力をお願いします。

メーターボックスの蓋を開けると…メーター発見!



水道メーターは、計量法で8年間の有効期間が定められており、上下水道部では有効期間満了年月までに取替えを行っています。(水道メーターの取替えにお客さまから費用を負担していただくことはありません。)

メーター指針

2か月ごとに検針し、今回メーターの指針と前回の指針の差を「使用水量」として料金を算出しています。

メーター番号

水道メーター1つ1つに固有の番号を刻印しています。



検定有効期限

メーターの有効期限が2028年2月末であることを表しています。

パイロット

少量の水の使用でも回転する円盤型の針です。漏水確認の際に非常に役に立つ部分になります。





水道メーターで
漏水がわかると
聞いたのですが…?

水道メーターより宅地側
での漏水は、水道メーターで
確認することができます。



自分でできる!「簡単!漏水チェック」

1. 家庭内の蛇口を全部閉めます。
2. 水道メーターを確認します。



水道メーターの
パイロットが
回っていたら
漏水しています

漏水だとわかったら…

給排水センター

までご連絡ください。

TEL 023-645-1177 内線 141・140

- ・漏水箇所が分からない場合は給排水センターにご連絡ください。無料で調査に伺います。
- ・漏水の修繕は「山形市指定給水装置工事事業者」にご依頼ください。(修繕の費用はお客さまの負担となります)



漏水で
料金が
高額に…

地中や壁の中など、お客さまが適切な管理を行っていても発見が困難な漏水は料金を軽減することができます。

「水道使用量・下水道汚水排出 軽減申請」について

漏水等に伴うお客さまの水道料金等の負担軽減のため、一定の基準を満たす場合に限り、限定的に水道料金等を軽減する制度を設けています。

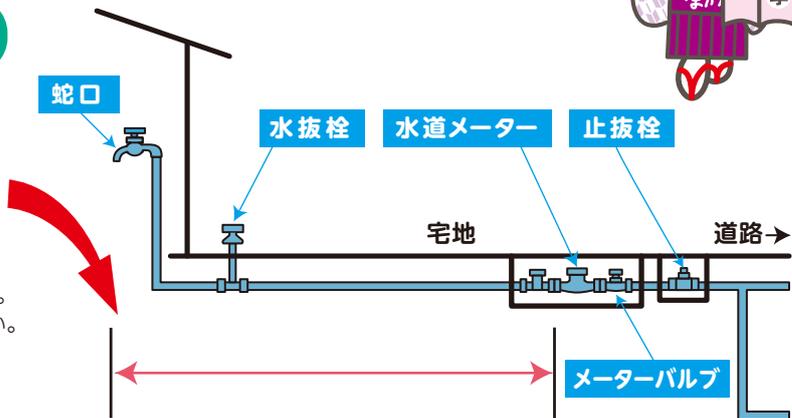


① 軽減の対象となる漏水

この間の地中部での漏水や発見することが困難な地上部(建物の壁内、床下など)による漏水が対象となります。

※以下のような漏水は軽減の対象になりません。
ただし、下水道使用料のみ軽減させる場合があります。
詳しくは「指定給水装置工事事業者」にご確認ください。

- ・給湯管からの漏水
- ・受水槽から先の漏水
- ・ポイラーやトイレタンクの設備不良による漏水
- ・メーターボックス内の漏水 … など



お客さまから、指定給水装置工事事業者へ直接修繕の依頼をしてください。

② 軽減の申請について

水道使用水量・下水道汚水排出量軽減申請書の提出が必要となります。
詳しくは、修繕工事を行った「指定給水装置工事事業者」にご相談ください。



山形市上下水道部 〒990-0836 山形市南石関27番地
TEL 645-1177(代表)

開庁時間: 月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時15分
(祝日および12月29日から1月3日を除く)

上下水道部公式ホームページ「AQUA FRONT」

山形市上下水道部 検索

<https://suidou.yamagata.yamagata.jp/>

